

(重要：周知依頼) 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策強化措置  
(令和2年12月28日以降他) について

昨年12月28日、文部科学省は都道府県専修学校等主管課ほか関係方面に対して、「(重要：周知依頼) 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策強化措置(12月28日以降他) について」を発出しました。また、昨日1月4日には題記内容に関する補足説明を発出しています。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、貴会の会員校への周知にご協力をお願いします。

### (1) 令和2年12月28日付発出メール内容

変異した新型コロナウイルスが広がっていることを受け、全ての国・地域からの外国人の新規入国を一時停止する等の新たな水際対策措置が決定され、外務省海外安全HPにその内容が公表されましたのでお知らせします。

以下の内容及び関連ホームページの内容をご確認いただき、新規渡日予定等で海外に滞在中の外国人留学生等や留学・私事渡航等で海外渡航中の日本人学生・教職員に速やかに周知をお願いいたします。

<海外安全HP「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」(概要)>

#### ●全ての国・地域からの新規入国の一時停止

本年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところですが、本年12月28日から明年1月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域(既に12月23日及び25日に決定を行っている英国及び南アフリカを除く)からの新規入国を拒否することとなります。

⇒10月5日付事務連絡等でお知らせした「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」によるレジデンストラック及びそれに準じた枠組みに関し、28日以降、全ての国・地域から、外国人が新規で入国することは認められないこととなりました。

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html#section3](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section3))

なお、この仕組みを使うことを前提とした発給済みの査証を所持する者については、原則として入国を認められますが、

- ① 本邦への上陸申請日前14日以内に英国または南アフリカにおける滞在歴のある者、
- ② 令和3年1月4日午前0時(日本時間)以降の入国者で、本邦への上陸申請日前14日以内に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)対象国・地域における滞在歴のある者は除かれています。(入国できません。)

また、「国費外国人留学生制度」の奨学金を受給する留学生については、この枠組みによる入国ではありませんので、今回の措置対象とはならない(引き続き、入国が可能です)と外務省に確認がとれております。

御不明な点等ございましたら、文部科学省高等教育局留学生交流室国費留学生係までお問合せください。

●全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止（日本国籍者も対象）

本年11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間待機緩和を認めているところですが、本年12月28日から明年1月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域（既に12月23日及び25日に決定を行っている英国及び南アフリカを除く）からの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めないこととします。

⇒英国については12月24日以降、南アフリカについては12月26日以降、それぞれ既に本措置の対象となっています。

●検疫の強化

国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域（英国及び南アフリカを除く）（注1）からのすべての入国者及び帰国者（ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。）について、本年12月30日から明年1月末までの間、出国前72時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を実施します。検査証明を提出できない方に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機することを要請します。

（注1）該当する国・地域は、外務省及び厚労省において確認の都度、指定し公表します。

12月26日現在、該当する国・地域は以下のとおりです。

フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル

（注2）本邦への上陸申請日前14日以内に注1の国・地域に滞在歴のある入国者及び帰国者を対象とします。

（注3）上記に基づく措置は、12月30日午前0時（日本時間）から行うものとします。

今後指定された国・地域については、指定の日の4日後の日の午前0時から実施します。

⇒英国については12月27日から、南アフリカについては12月29日から、出国前72時間以内の検査証明を求められます。また、当分の間、新たに帰国時の位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求められることとなるので注意してください。

●南アフリカへの短期渡航の自粛要請（日本国籍者も対象）

南アフリカには現在、感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出しています。日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする南アフリカへの短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請します。

⇒英国に加え、南アフリカについても自粛要請が出されています。改めて私事渡航や留学・研修を含む短期渡航については、延期・自粛をご検討いただくようお願い申し上げます。

●変異株流行国からの入国者の宿泊施設での待機及び検査

12月26日以降、英国及び南アフリカ共和国からの入国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求めます。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めるとします。

なお、英国及び南アフリカ共和国からの入国者のうち、出国前72時間以内の検査証明

を入国時に提出できない日本人について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機を求めている取扱いは、従前のとおりです。

※上記措置の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある方です。

⇒12月26日以降、英国及び南アフリカ共和国からの入国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求められることとされていますので、ご注意ください。

※詳細は、下記リンクを御参照ください。

○外務省海外安全ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」（2020年12月26日）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C090.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C090.html)

○外務省海外安全ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する南アフリカ・オーストラリア・英国に対する新たな水際対策措置」（2020年12月25日）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C089.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html)

追加の情報が入り次第、随時お知らせいたします。

各専修学校及び各種学校におかれましては、新規渡日予定の外国人留学生や海外に滞在中の日本人生徒等と密に連絡を取っていただき、サポートが必要な生徒等への対応についてご検討をお願いいたします。

<関連ホームページ>

○厚生労働省 HP「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html))

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## (2) 令和3年1月4日付発出メール内容（上記（1）補足説明）

昨年12月28日メールの通りお知らせいたしました水際対策について、補足説明がございます。

### 1.【周知】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策強化措置について（通知） （各都道府県等・各学校向け）※特に専門学校向け

変異した新型コロナウイルスが広がっていることを受けた水際対策強化措置については12月28日にご連絡したところですが、二国間のレジデンス・トラックによる査証発給の場合は、私費外国人留学生についても引き続き入国可能である旨の確認が取れましたので、お知らせします。

この点も含め、現在の水際対策強化措置の取扱いは以下のとおりです。

本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性がありますので、各専修学校等におかれても、外務省ホームページ等により最新の状況を把握いただくとともに、引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ●外国人留学生の新規入国について

(1) 全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置による査証発給を受けている場合

感染症危険情報レベル3：1月4日以降は入国できません。

また、新規の査証申請も受理されません。

感染症危険情報レベル2：すでに査証発給を受けている場合は入国が可能です。

新規の査証申請は受理されますが、慎重審査のため当面査証発給は行われない見込みです。

(2) 二国間のレジデンス・トラックによる査証発給

※現在、運用が開始されているレジデンス・トラック対象国・地域は、タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾、シンガポール、ブルネイ、韓国、中国の各国・地域です。

感染症危険情報レベル3：すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。

また、新規査証発給も可能です。

感染症危険情報レベル2：すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。

また、新規査証発給も可能です。

なお、国費外国人留学生については、上記（1）及び（2）に関わらず引き続き入国が可能です。

#### ●検疫の強化について

国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地域からのすべての入国者（ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。）は、出国前72時間以内の検査証明が必要とされることについては、12月28日にお知らせしたとおりですが、本措置の対象となる国・地域が拡大されています。

最新の状況は以下の厚生労働省ホームページでご確認ください。

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

追加の情報が入り次第、随時お知らせいたします。

各専修学校等（特に専門学校）におかれましては、新規渡日予定の外国人留学生や海外に滞在中の日本人学生等と密に連絡を取っていただき、サポートが必要な生徒等への対応についてご検討をお願いいたします。

<関連ホームページ>

○厚生労働省 HP「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html))

※上記 12月28日ならびに 1月4日発出メールに関するお問合せ先は次の通りです。

【お問合せ先】

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）  
日本国内から：0120-565-653  
海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）
- ・出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）  
電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）
- ・外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション  
電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

このことについて、各都道府県等におかれては、所管又は所轄の各学校に対して周知いただけますと幸いです。

以上

全国専修学校各種学校各種学校総連合会 総務課